破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第３４６号
茨城県ひたちなか市大字市毛404番地246、旧住所茨城県日立市久慈町３丁目37番３号
破産者　川田　節子
1　決定年月日　平成23年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１号
長野県飯田市鼎一色22番地３
破産者　鎌倉　　勝
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第１３号
静岡市駿河区大谷3160番地の12
破産者　芹澤孝司郎
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５９９０号
神奈川県相模原市中央区淵野辺本町５丁目３番１号サンタハウス105号室、開始決定時の住所大阪市西成区津守１丁目２番13号
破産者　淺尾　　至
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５５７号
大阪市東淀川区大道南２丁目６番７号　サンティール北野603号、前住所大阪府寝屋川市幸町21番６号
破産者　中山　良治
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１４８号
大阪府八尾市桜ヶ丘１丁目39番地　リバティ桜ヶ丘213号、前居所大阪市平野区長吉長原東３丁目１―71長原レジデンス302号
破産者　中村　　潔
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７４６号
大阪府豊中市東豊中町５－９－５　東豊中ローズハイツ408、住民票上の住所大阪府茨木市南春日丘６丁目５番38号の２
破産者　倉橋　　実
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６８２号
大阪府茨木市彩都あさぎ３－５―20、前住所大阪府箕面市牧落１丁目15番20号
破産者　西河　宏剛
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７７９号
大阪府八尾市太田２丁目91番地の２　ベルリード八尾南104号
破産者　平谷　美幸（旧姓五十川）
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４８１号
大阪市西淀川区出来島３丁目２番５―1103号
破産者　近平エンジニアリングこと　近平　英雄
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５０９号
大阪府吹田市津雲台３丁目２番４号―401、開始決定時の住所大阪府吹田市高野台２丁目９番16号
破産者　野村　和夫
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８６６号
大阪市平野区背戸口３丁目３番15号　背戸口シャルマン401号、開始決定時の住所大阪市東住吉区北田辺６丁目５番20号
破産者　中川建具木工所こと　中川　浩哉
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８８７号
大阪府箕面市箕面６丁目５―71ハイツ藤205号室、開始決定時の住所大阪府吹田市千里山竹園１丁目24番３―1310号
破産者　三田　貴則
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２５７号
大阪府藤井寺市春日丘新町２番１―501号、開始決定時の住所大阪府吹田市高城町23番23―101号
破産者　荒井　淳藏
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２６２号
大阪市東住吉区南田辺１－３－４―205　石橋直純方、開始決定時の住所大阪市東住吉区南田辺３丁目19番22号
破産者　石橋　正好
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６７４号
大阪府寝屋川市明和１丁目23番３号
破産者　西岡　一也
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部